

評定書（工法等）

申込者 株式会社真鉄工業 代表取締役 山中 真人 様
福井県あわら市細呂木40-29

件名 MSRベース

令和6年6月20日付けで評定の申し込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日から令和11年9月12日までとします。

令和6年9月13日



記

1. 評定申込事項

本件は、2階建て以下の木造（在来軸組構法、桝組壁工法）及び鉄骨造住宅の場所打ち鉄筋コンクリート造布基礎又はべた基礎（立上り部分）に用いる組立鉄筋工法であり、以下の規定に係る鉄筋相互の緊結に関する構造耐力性能評定である。なお、本評定の対象は、本評定書に記載された溶接機及び溶接条件を用いてスポット溶接により緊結された組立鉄筋に限る。

- ・平成12年建設省告示第1347号第一第3項及び第4項に係る主筋と補強筋の緊結
- ・平成12年建設省告示第1347号第一第4項に係る布基礎の底盤に用いる補強筋と底盤の両端部に配置した鉄筋との緊結

2. 区分

新規

3. 評定をした工法等の内容

別紙1のとおり

4. 評定の内容

(1) 方法

本評定は、コンクリート系住宅構造評定委員会（委員長：坂田弘安）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

(2) 内容

別紙2のとおり

5. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われていることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。

評定をした工法

1. 工法概要

本件は、地上階数 2 以下の木造住宅等 (在来軸組構法、枠組壁工法) 又は鉄鋼系住宅等の布基礎又はべた基礎 (立上り部分) に用いる組立鉄筋であり、主筋及びあばら筋等はスポット溶接により緊結することとしている。

2. 基礎の概要

(1) 布基礎

布基礎に使用する本工法の組立鉄筋は、立上りユニットとベースユニットから構成される。立上りユニットの例を図 1 に、ベースユニットの例を図 2 に、鉄筋径及び間隔を表 1 に示す。

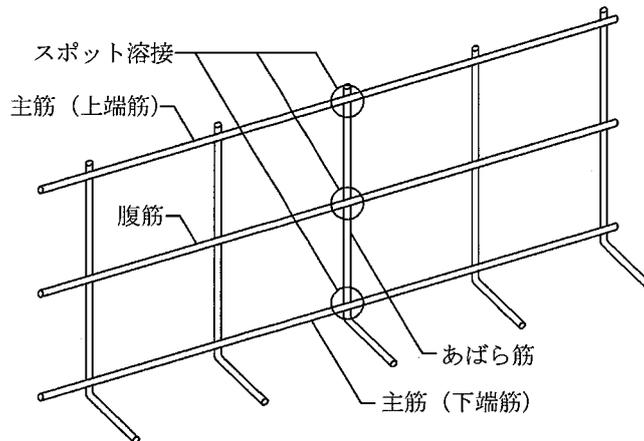


図 1 布基礎の立上りユニットの例

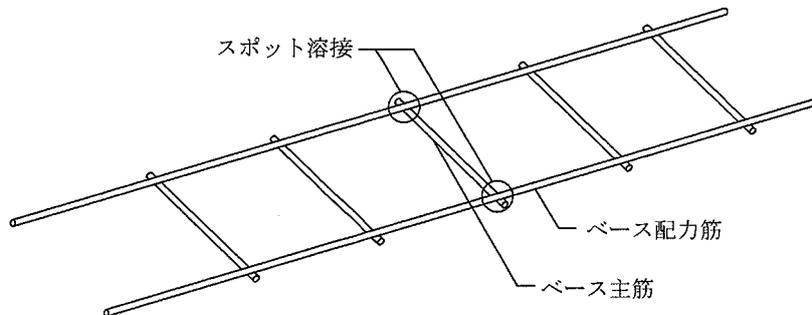


図 2 布基礎のベースユニットの例

表 1 布基礎の鉄筋径及び間隔

種類		鉄筋の径	間隔 (mm)
主筋	上端筋	D13, D16	—
	下端筋	D13, D16	—
腹筋		D10, D13	—
あばら筋		D10, D13	300 以下
ベース主筋		D10, D13	300 以下
ベース配力筋		D10, D13	—
その他補強筋		D10, D13, D16	—

(2) べた基礎（立上り部分）

べた基礎の立上り部分における立上りユニットの例を図3及び図4に、鉄筋径及び間隔を表2に示す。

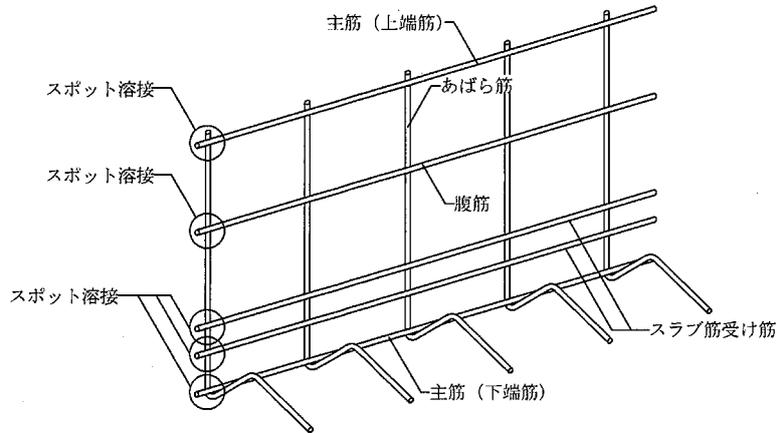


図3 べた基礎の立上りユニットの例（1）

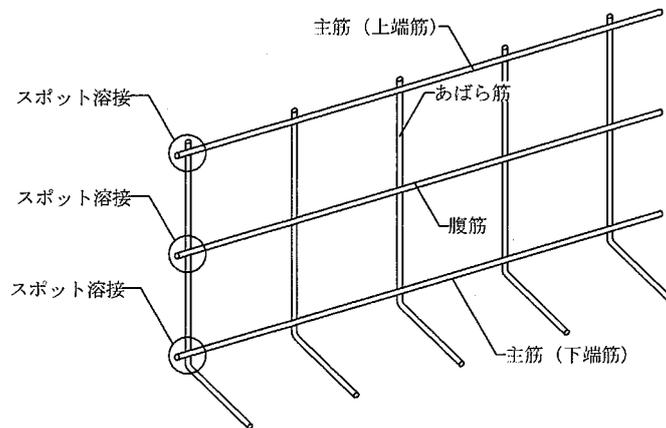


図4 べた基礎の立上りユニットの例（2）

表2 べた基礎の立上り部分の鉄筋径及び間隔

種類		鉄筋の径	間隔 (mm)
主筋	上端筋	D13, D16	—
	下端筋	D13, D16	—
腹筋		D10, D13	—
あばら筋		D10, D13	300 以下
その他補強筋		D10, D13, D16	—

3. 使用材料

本工法に使用する鉄筋及びコンクリートは、建築基準法第37条第一号に規定される指定建築材料のうち、表3に掲げる材料を用いる。

表3 使用材料

種類	種類	規格
鉄筋	D10, D13, D16 : SD295	鉄筋コンクリート用棒鋼 (JIS G3112 - 2020)
コンクリート	$F_c = 18 \text{ N/mm}^2$ 以上 30 N/mm^2 以下 (普通コンクリート)	レディーミクストコンクリート (JIS A5308 - 2019)